

「企業会計基準適用指針公開草案第3号 退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)」 に対するコメント

平成14年1月18日(社)日本民営鉄道協会

1.確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否について (第 21 項)

当面の間、制度間移行による損益への影響額を一定の年数にわたって繰延処理することを認めるといった特例措置を設ける必要があると考える。

(理由)

移行時における影響をすべて一時の損益として認識することが強制された場合、多大な影響が発生するケース等において、本来自由に行われるべき制度間の移行が妨げられてしまう可能性が懸念される為。

2.減額の会計処理について

原則案に加え、(1)「退職給付債務が大幅に減額される場合は、制度の一部終了の会計処理に準じて、当期の損益に認識する」ような取扱いを選択的に適用できるよう適用指針に含めるべきだと考える。

(理由)

損益計算書における損益計上時期の整合性を高める為。

<u>3 . 税法との関係について</u>

本公開草案による会計処理に関連し、法人税法上の退職給与引当金の取崩し等の取扱いにつき、税務当局と所要の調整をお願い致したい。

以上